

L P ガス料金高騰対策支援金交付要領

(目的)

第1条 L P ガス料金高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、L P ガスの料金高騰によって生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、L P ガス販売事業者を通じて高騰分の一部を支援することを目的とする。

(通則)

第2条 支援金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成 22 年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「L P ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）第 2 条第 1 項に規定する液化石油ガスをいう。

2 この要領において「一般消費者等」とは、液石法第 2 条第 2 項に規定する一般消費者等又はガス事業法（昭和 29 年第 51 号）第 3 条の登録を受けた者から L P ガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液石法第 2 条第 2 項の規定に該当する者をいう。

3 この要領において「L P ガス販売事業者」とは、液石法第 3 条第 1 項の登録を受けた者又はガス事業法（昭和 29 年第 51 号）第 3 条の登録を受けた者であって、一般消費者等に L P ガスを販売する者をいう。

4 この要領において「支援対象者」とは、三重県内で L P ガスの供給を受けている一般消費者等であって、開栓中である（L P ガスの基本料金の請求を受けている）者をいう。但し、次の各号に該当する者を除く。

(1) 工場等の生産現場における高圧ガス保安法上の工業用 L P ガスを使用する者

(2) 質量販売により供給を受ける者

(3) 国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

5 この要領において「L P ガス料金」とは、支援対象者に対し請求する L P ガスの利用料金のうち、基本料金と従量料金の合計であって、本支援金以外の値引きを実施（減額）した後の額をいう。

(支援対象事業者)

第4条 支援対象事業者は、この要領等において三重県が指定する方法により、支援対象者との契約（単一の請求が行われるガスメーター単位）毎に L P ガス料金の値引きを行う L P ガス販売事業者とする。

(支援対象経費等)

第5条 支援対象事業者は、次の各号に掲げる全てを満たす方法でLPガス料金の値引きを実施するものとする。

(1) 別表1「値引実施期間及び値引額」の定めるところにより、支援対象者のLPガス料金を、請求額の元値(税抜)から値引くこと。

(2) 三重県の事業として値引きを行っている旨を、値引実施期間に行う最初の請求時点において支援対象者に告知していること。

(3) 検針票又は請求書において値引きを行うこと。その際、本支援金の名前及び値引きの前後のLPガス料金を明記する等により、三重県の事業として値引きを行っている旨を明示すること。

(4) 支援金の目的を逸脱する恣意的なLPガス料金の値上げや調整等を行わないこと。

(5) その他、知事が別途指定する方法又は指示に従うこと。

2 知事は、前条に規定するLPガス料金の値引きの実施に対し、別表2「支援金の額」に定める額の範囲で必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において支援金として交付する。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする支援対象事業者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による支援金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、支援金の交付を受ける申請者(以下「補助事業者」という。)を決定し、交付決定通知書(様式第2号)又は不採択通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、支援金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容若しくはこれに付された条件に不服がある、又は支援事業を実施しないことにする等の理由に

より、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受けた日から 15 日以内に交付申請取下届出書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（支援事業の着手時期及び遂行）

第 9 条 支援事業の着手時期（値引きの実施）は、原則として当該支援金の交付決定日以降とする。ただし、別に定めるところにより、第 5 条第 1 項の規定により実施した値引きについては、支援対象経費に含めることができる。

2 補助事業者は、別に定める期日までに支援事業を完了しなければならない。

3 前項に規定する支援事業完了とは、支援事業の内容（検針・請求の実施、実績報告等）の完了とする。

（支援事業の変更）

第 10 条 補助事業者は、支援事業の内容又は支援対象経費の合計額を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定における変更とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）支援対象経費の合計額が 5 % 以上増加することが見込まれる場合

（2）その他、支援事業の内容を著しく変更する場合

3 知事は、第 1 項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

（支援事業の廃止）

第 11 条 補助事業者は、支援事業を廃止しようとする場合は、廃止承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（支援事業の遅延等の報告）

第 12 条 補助事業者は、支援事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は支援事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第 7 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（支援金の交付決定の取消し等）

第 13 条 知事は、第 11 条の規定による支援事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、この要領、又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、支援金を目的外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
- (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
- (5) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、県（県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町等の他の支援金の交付を受けた場合

(進捗状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、支援事業の現在の進捗状況について、別に定める日までに進捗状況報告書(様式第 8 号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、支援事業が完了したとき（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める日までに、実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び現地調査等の検査を行い、支援金交付決定の内容（第 10 条による承認を受けている場合は、その承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

- 第 17 条 支援金は、前条の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により、支援金の精算払の支払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第 1 項ただし書きの規定により、支援金の概算払の支払を受けようとするときは、別に定める期日までに概算払請求書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

(支援金に係る経理)

- 第 18 条 補助事業者は、支援事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援事業完了（支援事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(支援事業完了後の報告等)

第 19 条 知事は、支援事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 20 条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 2 8 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 5 年 1 2 月 7 日から施行する。
- 2 改正前の交付要領により交付決定された支援金の交付については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 2 0 日から施行する。
- 2 改正前の交付要領により交付決定された支援金の交付については、なお従前の例による。

(第5条関係) 別表1 値引実施期間及び値引額

値引実施期間及び値引額	
(第1期支援金) 原則として、令和5年10月検針分、11月検針分及び12月検針分に相当する3か月間とする。 ただし、伊賀市の実施する「伊賀市LPガス料金負担軽減支援事業」の交付決定を受けているLPガス販売事業者は、伊賀市内の支援対象者に限り、令和5年11月検針分、12月検針分及び令和6年1月検針分に相当する3か月間とすることができる。 (第2期支援金) 原則として、令和6年1月検針分、2月検針分及び3月検針分に相当する3か月間とする。 ただし、次の各号に該当する場合は、令和6年2月検針分、3月検針分及び4月検針分に相当する3か月間とする。 一 第1期支援事業の交付決定を受けていないガス販売事業者が値引きを行う場合 二 伊賀市の実施する「伊賀市LPガス料金負担軽減支援事業」の交付決定を受けているLPガス販売事業者が、伊賀市内の支援対象者に対して、第1期支援事業による1月検針分に相当する値引きに引き続いて値引きを行う場合 三 値引きのためのシステム改修や体制整備等が間に合わない場合 ※値引実施期間中は毎月検針を行い、すみやかに請求を行うこと。 ※原則として、消費税を加えていない元値(税抜)の段階で、1契約あたり毎月最大1,000円(税抜)を値引くこと。 ※検針票又は請求書において値引きを行うこと。 ※支援対象者のうち、値引実施期間中に中途開栓(又は中途閉栓)を行った者については、検針を行った月に限り値引きの実施対象となる。 (第3期支援金) 令和7年5月検針分に相当する1か月間とする。 ※原則として、消費税を加えていない元値(税抜)の段階で、1契約あたり最大1,200円(税抜)を値引くこと。 ※検針票又は請求書において値引きを行うこと。	

(第5条関係) 別表2 支援金の額

区分	支援金の額(定額)
LPガス料金 値引きの原資	三重県がこの要領等において指定する方法により実施したLPガス料金の値引額と同額(税抜)
事務費	値引きを実施した支援対象者(※1)1者につき100円(税込)

備考（補足）

- ※1 事務費の交付対象となる支援対象者数は、値引実施期間において値引きを実施した件数（支援対象者数）が最も多い月における当該件数とする。